

勧告等措置区分（台風等対策）

高知港、須崎港

「第一体制」の措置内容

- 1 在港各船舶等は、台風の動静に注意し関係先との連絡手段を確保する等必要な災害等の防止の準備を行うこと。
- 2 避難船舶は、
 - (1) 国際 VHF (CH16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。